

令和 7 年 度

定 時 総 会 議 案 書

日 時 令和 7 年 6 月 6 日（金）

午後 2 時から

会 場 姫路市市民会館 大ホール



公益社団法人 姫路市シルバー人材センター

姫路市シルバー人材センターの歌

一 共に明るく 手を取り合って

二 文化遺産の 白鷺城や

北に広峯
書写の山
こころやすらか
我等の仲間
姫路シルバーに
ひかり あれ

三
共にすこやか
かおり豊かに
こころはなごむ
姫路シルバーに
我等の仲間
みのり あれ
声掛け合つて

♩ = 112 はつらつと

4/4

とぶと もんも にかに あいす かさこ るんや ののか てして をらえ とさか りきけ あじあ っうっ てやて

わきか ー ー ざたお をにり みひゆ がろた いみか ー わに はしき げしわ みのや あやか うまに

こここ ー ー ころは のやな どすご からー なかむ わわわ れれれ ららら ののの ななな かかか ー ー ままま

ひひひ めめめ じじじ シシシ ルルル バババ ー ー ににに さひみ かかの えりり あああ れれれ

令和7年度 定時総会次第

開 会

- 1 理事長あいさつ
- 2 来賓祝辞
- 3 永年会員表彰
- 4 役員功労表彰
- 5 議長選出
- 6 議事録署名人の選出
- 7 議 事
 - 第1号議案 令和6年度事業報告について
 - 第2号議案 令和6年度決算について
— 監査報告 —
 - 第3号議案 役員の選任について
 - 第4号議案 定款の改正について
 - 第5号議案 役員報酬等及び費用弁償に関する規則の改正について
 - 第6号議案 理事長に対する権限委任について
- 8 報告事項
 - 第1号報告 令和7年度事業計画について
 - 第2号報告 令和7年度収支予算について
- 9 閉会あいさつ

閉 会

第 1 号議案

令和 6（2024）年度 事 業 報 告

概要

令和 6（2024）年度の我が国経済は、一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、幅広い分野でインフレ経済への回帰が見られました。賃金の持続的上昇や安定的な物価上昇は認められましたが、円安や人手不足、海外景気の減速・停滞が逆風となり、デフレとなる可能性も残されました。そのような中ではありますが、当センターの事業実績は、令和 6（2024）年度の契約金額は、前年度比約 2 千 4 百万円増の 1 3 億 3 千万円となり、会員数も、定年引上げ・継続雇用制度の導入の影響等で平成 21（2009）年度をピークに減少し続けておりましたが、令和 6（2024）年度末では 2, 0 8 9 名となり 1 5 年ぶりに増加しております。会員の平均年齢においては、昨年度 73.4 歳、今年度は 73.6 歳と年々高齢化が進んでいる状況となっています。今後も引き続き発注者の要望に応えることのできる会員の確保、就業先の開拓を積極的に行い、就業の改善に努めてまいります。

このような状況の下、当センターでは以下のような法人運営と方策をとってきましたので、その実施状況について報告します。

1 会員の確保及び育成 【公益目的事業】

- (1) 市内のショッピングモールでの P R 活動、地域情報誌への広告掲載等を実施し会員の拡大を図った。また会員への情報提供のデジタル化の充実を図った。

【イオン姫路リバーシティ 9 月 2 0 日（金） 来場者 3 2 名】

【イオン姫路大津 2 月 2 0 日（木） 来場者 9 6 名】

- (2) インターネット情報ツールを利用し会員への情報発信の充実を図った。

【公式 L I N E の開設 登録者 1 4 0 名】

- (3) 夫婦会員制度を継続して実施し、新入会員の増強に努めた。

【夫婦会員 1 6 組、新規入会 2 2 名】

- (4) 地域に出向いての入会説明会を実施し、会員の増強に努めた。

【姫路労働会館 6 月 1 7 日（月） 参加者 1 0 名】

【前之庄公民館 9 月 2 4 日（火） 参加者 3 名】

- (5) ハローワーク主催の各種セミナーにてセンター事業を P R し、入会の促進を図った。

・シニア就職面接会にてブースを設置

【1 1 月 2 8 日（木）】

・ハローワークのセミナーでのセンターの紹介

【年間 1 7 回実施】

(6) 会員の資質向上と育成のため、各種講習会を実施した。

講習名	実施日	会場	受講者
草刈安全講習会	令和6年12月11日(水)	姫路市勤労市民会館	51名
植木剪定安全講習会	令和7年3月11日(火) 令和7年3月12日(水)	姫路市名古山霊苑内	38名

(7) 会員募集チラシのデザインを一新し、センターのイメージを脱却しPRの強化を図った。

【班長による配布、3,400部】

【7月と2月に市内132施設に設置、各回4,080部】

(8) PR用うちわを姫路駅前にて役職員により配布するとともに、市内ショッピングセンターに設置し会員増強に努めた。

【配布・設置数1,000枚】

(9) 会員紹介制度(会員口コミによる周知活動)を継続して実施し、新入会員の増強を図った。

【入会者18名】

(10) 女性限定入会説明会を開催し、女性会員の体験発表も交え、女性会員の増強に取り組んだ。

【11月19日(火) 参加者35名、入会者17名】

(11) 会員のデジタルリテラシーの向上を図るため、会員向けの「スマホ教室・相談会」を開催した。

【9月26日(木)から10月2日(水)の期間 4日間開催 参加者9名】

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究 【公益目的事業】

(1) 会報「姫路しるばあ」及び「会員だより」を発行し、会員及び関係団体等に情報提供を行った。

【姫路しるばあ 年2回発行、1回5,000部】

【会員だより 年4回発行】

(2) 入会説明会後、入会者の希望職種・適正を把握し、就業先の情報提供を行った。

(3) 未就業会員へのサポートとして、会員向けに「お仕事の案内」を作成し、情報提供に努めた。

【毎月2回更新し発行】

(4) (公社)兵庫県シルバー人材センター協会(以下「兵シ協」という。)、(公社)全国シルバー人材センター事業協会(以下「全シ協」という。)等と連携し高齢者の就業に関する情報を収集し、事業の充実に努めた。

3 就業相談の実施〔公益目的事業〕

(1) 就業相談を毎月2回実施し、未就業者の解消に努めた。

【相談回数24回、相談件数112件】

(2) 会員からの電話や窓口対応で、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止、未就業者への対応を行った。

4 就業機会の確保及び提供〔公益目的事業〕

(1) 「会員クラウドサービス」を継続利用し、情報提供におけるデジタル化を推進した。

(2) 提案型就業機会創出事業として「傾聴事業」を立ち上げ、姫路市のふるさと納税の返礼品として登録した。また「楽しく学ぶ傾聴講座」を開始し事業の充実に努めた。

【令和7年1月から開催中 参加者18名】

(3) 「空き家管理事業」について、継続して姫路市のふるさと納税の返礼品とするなどして受注増に努めた。

【実績2件】

(4) 独自事業の「シルバー観光ガイド事業」について、新規ガイドを募集し、事業体制の強化を図った。

【事業実績1千4百万円】

(5) 家事援助サービス事業において、就業に活かせる研修会を実施した。

講習名	実施日	会場	受講者
料理教室	令和6年10月25日(金)	姫路市勤労市民会館	8名

(6) 10月の全シ協の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せてチラシを全戸配布した。

【市内の約23万世帯】

(7) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業の実施事務所として、会員のシルバー派遣事業への拡大を行った。

【契約金額7千2百万円】

5 安全・適正就業対策の推進（「事故0」を目指す）〔公益目的事業〕

(1) 「安全だより」を発行し、健康管理をはじめ事故防止の啓発記事を掲載し、会員の健康・安全意識の向上、安全対策への取り組みを促進した。

【年4回発行】

(2) 就業の受注時に危険・有害作業等の現場確認等を行い、事故の未然防止に努め、随時自主点検を実施し安全・適正就業に努めた。

(3) 「会員の就業制限に係る基準」に基づき、ナイロンコードカッターの原則使用禁止を徹底し会員の安全就業意識の向上、傷害事故及び賠償事故の防止に努めた。

徹底し会員の安全就業意識の向上、傷害事故及び賠償事故の防止に努めた。

- (4) 現場確認が必要な作業現場を重点に置き安全パトロールを実施し、安全対策の徹底に努めた。
- (5) 草刈り、植木剪定会員にヘルメット等安全用具の着用など安全就業基準の遵守を徹底した。また、作業内容や現場の状況に応じ安全用具等の着用を促進した。
- (6) 刈払機除草作業においては、飛散の少ないチップソーを推奨し、防護ネットの徹底、作業前チェックの励行により事故の防止に努めた。
- (7) 交通安全に関する講習会において安全就業についての会員の意識の向上を図り、事故の減少に努めた。

講習名	実施日	会場	受講者
自動車安全運転講習会	令和7年1月24日(金)	兵庫県自動車学校	17名
自転車安全講習会	令和7年3月5日(水)	姫路市勤労市民会館	15名

- (8) 安全就業強化月間(7月)を設定し、安全だよりに関係記事を掲載し、健康・安全に対する意識の高揚を図った。
- (9) 「適正就業基準」に基づき、会員の就業時間や就業期間の適正化に努めた。
- (10) 「会員立替払等事務取扱要領」に基づき、会員の就業における適正な立替処理を徹底した。
- (11) 健康体操講座を開催し、就業中・就業途上等における事故防止に努めた。

講習名	実施日	会場	受講者
健康講座 (ひざ痛・腰痛改善)	令和6年9月20日(金)	姫路市立広畑トレーニングルーム	8名
健康講座 (肩こり・猫背改善)	令和6年9月30日(月)	姫路市立広畑トレーニングルーム	6名

6 運営体制の充実・強化 [法人としての一般事業]

- (1) 理事会、部会を随時開催し、事業の運営、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、着実な事業推進に向け組織的に取り組んだ。
 - ・理事会(年5回)
 - ・総務部会(1回)、広報・女性部会(2回)、安全・適正就業部会(1回)、業務部会(1回)
- (2) 地域班長会を開催し、会員と連携した組織運営に努めた。

【5月24日(金) 全体地域班長会開催】
- (3) 事務局体制のさらなる強化を図るため、正規職員1名の採用をした。また、職員の能力向上のため関係団体の主催する研修会に参加し、適正な役割分担のもとに効果的な運営に努めた。

- (4) コーディネーター会議、現場担当者・連絡所長会議を活用し、職員の意識改革、コミュニケーションの向上、情報の共有化を図り、事務局の円滑な運営に努めた。
- (5) 地域社会への貢献活動としてボランティア活動を実施し、会員の共働、共助意識の醸成に努めた。

【姫路城ボランティア清掃 12月8日（日） 参加者 12名】

7 魅力あるセンターづくりの推進 【共益事業】

- (1) 会員向けの事業としてバス旅行を実施し、会員間の交流・親睦を図った。

【11月1日（金） 参加者 20名】

- (2) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広く市民にPRするとともに、会員相互の交流・親睦を深めるため、「姫路シルバーまつり」を開催した。

【11月17日（日）開催】

会 議 開 催 状 況

開 催 日	会 議 名	会 場	開 催 日	会 議 名	会 場
R6.5.8	監事監査	勤労市民会館	R6.9.4	第1回業務部会	勤労市民会館
R6.5.13	第1回理事会	勤労市民会館	R6.9.18	第3回理事会	勤労市民会館
R6.5.24	全体地域班長会	勤労市民会館	R6.12.20	第2回広報・女性部会	商工会議所新館
R6.6.5	定時総会・第2回理事会	アクリエひめじ	R7.2.20	第4回理事会	(書面決議)
R6.6.21	第1回安全・適正就業部会	勤労市民会館	R7.2.18	第1回総務部会	商工会議所新館
R6.7.29	第1回広報・女性部会	勤労市民会館	R7.3.17	第5回理事会	商工会議所新館

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会

開 催 日	会 議 名	会 場	開 催 日	会 議 名	会 場
R6.4.24	西播ブロック会議	姫路市勤労市民会館	R7.1.17	西播ブロック職員研修会	佐用町
R6.5.9	監事監査	兵シ協	R7.1.29・30	次世代職員育成研修会	アクリエひめじ
R6.5.21	第1回理事会	兵庫県民会館	R7.1.31	正・副会長会議	兵シ協
R6.6.11	定時総会・第2回理事会・役員研修会	パルテホール	R7.2.13	第3回事務局長会議	兵庫県私学会館
R6.6.25	第1回事務局長会議	兵庫県民会館	R7.2.14	派遣実務担当者研修会	兵庫県中央労働センター
R6.7.3	第1回安全衛生・適正就業推進委員会・衛生委員会	兵庫県民会館	R7.2.14	西播ブロック役員研修会	赤穂市
R6.8.28	第1回中長期計画推進委員会	兵庫県農業共済会館	R7.3.6	正・副会長会議	兵シ協
R6.10.17	第2回事務局長会議	兵庫県民会館	R7.3.6	第3回中長期計画推進委員会	兵庫県中央労働センター
R6.12.12	第3回理事会・役員研修会	兵庫県中央労働センター	R7.3.13	第4回理事会	兵庫県中央労働センター
R6.12.16	第2回中長期計画推進委員会	兵庫県農業共済会館	R7.3.14	安全・適正就業推進員研修会	兵庫県中央労働センター

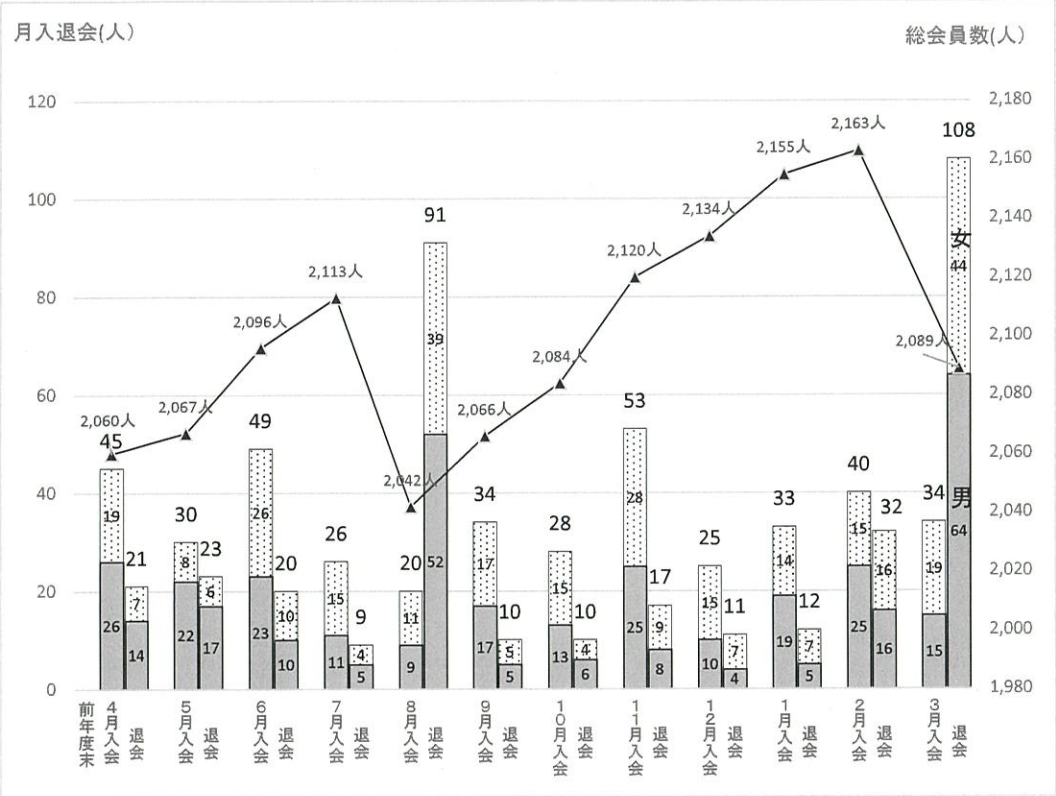
近畿シルバー人材センター連絡協議会

開 催 日	会 議 名	会 場	開 催 日	会 議 名	会 場
R6.6.18	定時総会・第1回理事会	クサツエストピアホテル	R6.8.29・30	管内職員研修会	ホテルグランヴィア京都

(公社)全国シルバー人材センター事業協会

開 催 日	会 議 名	会 場	開 催 日	会 議 名	会 場
R6.6.20	定時総会	日本教育会館 一ツ橋ホール	R7.2.18・19	中堅職員研修会	連合会館

令和6(2024)年度 会員入退会状況と月末会員数



会員数			
	男	女	計
入会者数	215	202	417
退会者数	206	158	364
年度末会員数	1,220	869	2,089

会員平均年齢			
	男	女	計
入会者	70.5	69.7	70.1
退会者	74.8	73.7	74.3
年度末現会員	73.8	73.3	73.6

令和6年度職業別事業実績一覧表(請負・委任)

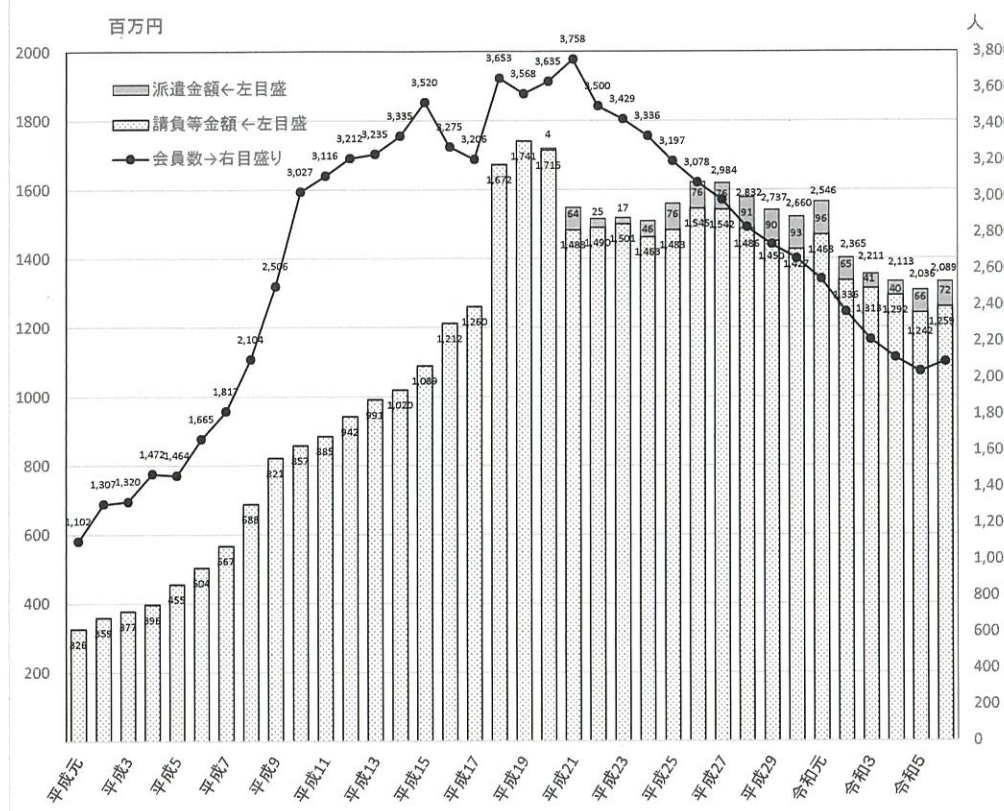
区分 職業	契約件数 件			契約金額 円			就業 延人員 人
	民間事業	公共事業	合 計	民間事業	公共事業	合 計	
管理的	0	0	0	0	0	0	0
専門的・技術的	35	1	36	1,686,352	24,640	1,710,992	254
事務的	411	33	444	44,233,732	3,726,528	47,960,260	7,768
販売	141	0	141	17,276,773	0	17,276,773	3,683
サービス	2,714	251	2,965	299,336,449	36,880,236	336,216,685	66,076
保安	0	0	0	0	0	0	0
農林漁業	2,207	19	2,226	68,644,193	3,050,016	71,694,209	5,675
生産工程	426	0	426	100,519,142	0	100,519,142	15,472
輸送・機械運 転	12	0	12	2,914,890	0	2,914,890	365
建設・採掘	49	0	49	4,458,101	0	4,458,101	511
運搬・清掃・ 包装等	7,810	642	8,452	421,367,903	255,123,239	676,491,142	119,548
合計	13,805	946	14,751	960,437,535	298,804,659	1,259,242,194	219,352

年度別事業実績一覧表(請負・委任)

年度	会 員 数 (人)			就 業 実人員(人)	就 業 延人員(人)	契約件数 (件)	契約金額 (円)	配分金 (円)
	男	女	計					
平成元	730	372	1,102	754	73,709	3,015	326,152,135	297,099,817
平成2	805	502	1,307	655	76,173	3,263	358,980,198	331,067,503
平成3	797	523	1,320	667	78,778	3,293	376,871,556	351,185,686
平成4	849	623	1,472	682	80,327	3,284	395,873,127	368,386,852
平成5	830	634	1,464	815	90,466	3,670	455,417,104	421,570,375
平成6	974	691	1,665	1,050	100,692	4,379	503,510,275	464,086,028
平成7	1,083	734	1,817	1,193	111,190	5,344	566,788,643	521,311,284
平成8	1,255	849	2,104	1,380	131,463	6,542	688,192,721	632,232,299
平成9	1,547	959	2,506	1,547	149,888	7,646	821,199,915	754,350,017
平成10	1,910	1,117	3,027	1,842	164,803	8,710	857,469,346	787,627,021
平成11	1,996	1,120	3,116	1,807	175,298	9,339	884,758,780	813,150,533
平成12	2,069	1,143	3,212	1,834	188,587	9,897	941,780,235	868,206,747
平成13	2,088	1,147	3,235	1,933	199,776	10,348	990,568,528	911,021,907
平成14	2,162	1,173	3,335	1,974	209,065	10,578	1,019,741,964	938,937,988
平成15	2,264	1,256	3,520	2,266	225,409	11,661	1,089,164,428	1,002,715,016
平成16	2,078	1,197	3,275	2,303	264,374	13,011	1,211,957,160	1,111,936,957
平成17	2,024	1,182	3,206	2,313	278,802	13,857	1,260,156,979	1,161,034,267
平成18	2,335	1,318	3,653	2,809	350,704	17,577	1,672,388,775	1,540,436,003
平成19	2,251	1,317	3,568	2,865	369,783	18,741	1,740,931,494	1,605,697,592
平成20	2,309	1,326	3,635	2,935	367,967	18,975	1,714,604,640	1,581,677,795
平成21	2,351	1,407	3,758	2,826	319,659	17,871	1,483,441,272	1,363,011,005
平成22	2,168	1,332	3,500	2,865	311,446	17,727	1,489,868,658	1,366,762,792
平成23	2,081	1,348	3,429	2,627	315,831	18,645	1,500,954,115	1,374,006,918
平成24	1,996	1,340	3,336	2,568	318,082	19,151	1,462,773,389	1,340,274,757
平成25	1,899	1,298	3,197	2,488	316,351	19,520	1,482,989,713	1,353,352,425
平成26	1,826	1,252	3,078	2,435	316,649	19,823	1,545,133,031	1,400,810,629
平成27	1,770	1,214	2,984	2,395	317,285	19,591	1,541,658,804	1,399,622,733
平成28	1,683	1,149	2,832	2,269	307,636	19,272	1,486,224,243	1,341,969,939
平成29	1,640	1,097	2,737	2,223	297,080	18,747	1,449,734,923	1,307,972,315
平成30	1,595	1,065	2,660	2,217	286,015	18,229	1,426,649,121	1,284,315,356
令和元	1,501	1,045	2,546	2,119	284,714	18,123	1,468,456,331	1,310,743,178
令和2	1,402	963	2,365	1,970	256,136	16,980	1,336,014,247	1,188,956,613
令和3	1,308	903	2,211	1,883	250,560	16,485	1,312,817,700	1,170,222,568
令和4	1,253	860	2,113	1,867	242,009	16,250	1,292,366,216	1,148,442,428
令和5	1,211	825	2,036	1,779	226,800	15,582	1,241,607,827	1,103,892,936
令和6	1,220	869	2,089	1,750	219,352	14,751	1,259,242,194	1,091,992,443

※ H18(2006).4.1 夢前町、香寺町、安富町、家島町のシルバー人材センターを統合

契約金額と会員数の推移 平成元年度～令和6年度



年度別事業実績一覧表(派遣事業)

年度	契約件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
平成20	44	37	972	4,209,003
平成21	584	126	14,330	64,215,896
平成22	304	50	6,439	25,332,941
平成23	203	30	4,069	16,895,748
平成24	552	94	10,189	46,206,801
平成25	815	105	16,106	75,854,921
平成26	785	97	15,354	75,654,060
平成27	511	110	13,241	76,440,323
平成28	581	103	15,721	91,415,726
平成29	610	113	15,405	90,126,480
平成30	693	109	16,411	93,491,555
令和元	798	114	16,744	96,051,868
令和2	512	95	11,261	64,851,260
令和3	273	38	6,878	41,099,424
令和4	309	42	6,461	40,281,738
令和5	327	72	9,769	65,812,020
令和6	430	85	10,539	72,380,920

(公社)兵庫県シルバー人材センター協会姫路市事務所

請負・委任と派遣の合計

契約件数 (件)	就業実人員 (人)	就業延人員 (人)	契約金額 (円)
19,019	2,972	368,939	1,718,813,643
18,455	2,952	333,989	1,547,657,168
18,031	2,915	317,885	1,515,201,599
18,848	2,657	319,900	1,517,849,863
19,703	2,662	328,271	1,508,980,190
20,335	2,593	332,457	1,558,844,634
20,608	2,532	332,003	1,620,787,091
20,102	2,505	330,526	1,618,099,127
19,853	2,372	323,357	1,577,639,969
19,357	2,336	312,485	1,539,861,403
18,922	2,326	302,426	1,520,140,676
18,921	2,233	301,458	1,564,508,199
17,492	2,061	267,397	1,400,865,507
16,758	1,919	257,438	1,353,917,124
16,559	1,907	248,470	1,332,647,954
15,909	1,846	236,569	1,307,419,847
15,181	1,825	229,891	1,331,623,114

※令和2年度より総合実人員を採用
(請負と派遣で就業がある場合は1人とカウント)

貸 借 対 照 表

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	231,720	231,720	0
普通預金	157,721,792	156,676,885	1,044,907
未収金	111,432,449	112,731,486	△ 1,299,037
前払金	984,498	686,558	297,940
仮払金	0	0	0
立替金	0	0	0
流動資産合計	270,370,459	270,326,649	43,810
2 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	11,335,417	9,865,132	1,470,285
減価償却引当資産	28,769,911	28,151,646	618,265
財政運営資金積立資産	117,746,090	117,745,690	400
記念事業積立資産	9,000,000	9,000,000	0
事務所移転積立資産	34	6,000,034	△ 6,000,000
特定資産合計	166,851,452	170,762,502	△ 3,911,050
(2) その他固定資産			
建 物	392,429	574,448	△ 182,019
建物付属設備	3,362,106	0	3,362,106
車両運搬具	170,208	924,629	△ 754,421
什器備品	2,027,225	1,396,139	631,086
電話加入権	544,110	544,110	0
敷 金	2,364,180		
保証金	21,200		
預託金	18,500	25,940	△ 7,440
その他固定資産計	8,899,958	3,465,266	5,434,692
固定資産合計	175,751,410	174,227,768	1,523,642
資産合計	446,121,869	444,554,417	1,567,452
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	105,678,258	102,635,718	3,042,540
預り金	982,277	1,201,320	△ 219,043
前受金	81,600	162,800	△ 81,200
流動負債合計	106,742,135	103,999,838	2,742,297
2 固定負債			
退職給付引当金	11,335,417	9,865,132	1,470,285
固定負債合計	11,335,417	9,865,132	1,470,285
負債合計	118,077,552	113,864,970	4,212,582
III 正味財産の部			
1 一般正味財産			
一般正味財産合計	328,044,317	330,689,447	△ 2,645,130
(うち特定資産充当額)	(166,851,452)	(170,762,502)	(△ 3,911,005)
正味財産合計	328,044,317	330,689,447	△ 2,645,130
負債及び正味財産合計	446,121,869	444,554,417	1,567,452

令和6年度 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	1,259,242,194	1,241,607,827	17,634,367
受取配分金	1,091,992,443	1,103,892,936	△ 11,900,493
受取材料費等	37,967,384	39,841,444	△ 1,874,060
受取事務費	129,282,367	97,873,447	31,408,920
労働者派遣事業等受託収益	5,995,000	6,077,500	△ 82,500
労働者派遣事業受託収益	5,995,000	6,077,500	△ 82,500
職業紹介事業受託収益	0	0	0
職業紹介事業受託収益	0	0	0
受取会費	4,758,800	4,673,200	85,600
正会員受取会費	4,758,800	4,673,200	85,600
受取補助金等	50,122,000	43,000,000	7,122,000
受取連合交付金	14,000,000	14,000,000	0
受取市補助金	36,122,000	29,000,000	7,122,000
雑収益	867,204	506,064	361,140
受取利息	835	901	△ 66
雑収益	866,369	505,163	361,206
経常収益計	1,320,985,198	1,295,864,591	25,120,607
(2) 経常費用			
事業費	1,305,529,740	1,289,634,952	15,894,788
支払配分金	1,091,992,443	1,103,892,936	△ 11,900,493
支払材料費等	23,857,779	24,676,603	△ 818,824
給料手当	30,940,925	30,000,864	940,061
臨時雇賃金	38,004,777	31,199,531	6,805,246
法定福利費	12,237,017	11,421,036	815,981
退職給付費用	3,552,757	3,906,133	△ 353,376
福利厚生費	300,172	296,300	3,872
会議費	53,124	72,185	△ 19,061
旅費交通費	266,020	184,066	81,954
通信運搬費	7,179,712	7,764,770	△ 585,058
減価償却費	1,724,337	1,800,870	△ 76,533
什器備品費	311,740	105,099	206,641
消耗品費	6,862,363	5,656,273	1,206,090
修繕費	747,471	1,009,321	△ 261,850
印刷製本費	3,960,290	3,397,058	563,232
光熱水料費	1,029,011	1,275,642	△ 246,631
賃借料	17,512,458	13,775,616	3,736,842
保険料	12,248,004	12,468,998	△ 220,994
諸謝金	16,005,271	12,960,931	3,044,340

科 目	当年度	前年度	増減
租税公課	29,169,323	17,333,505	11,835,818
支払負担金	192,330	132,100	60,230
委託費	6,880,610	5,862,004	1,018,606
教材費	78,705	67,375	11,330
雑費	423,101	375,736	47,365
管理費	18,593,147	18,382,025	211,122
役員報酬	10,063,260	9,892,976	170,284
給料手当	1,595,703	1,518,893	76,810
法定福利費	1,709,666	1,702,251	7,415
退職給付費用	296,758	288,738	8,020
福利厚生費	12,000	15,782	△ 3,782
会議費	703,907	734,643	△ 30,736
旅費交通費	313,400	426,360	△ 112,960
通信運搬費	670,759	703,110	△ 32,351
消耗品費	14,822	20,702	△ 5,880
印刷製本費	574,938	446,490	128,448
光熱水料費	44,748	83,790	△ 39,042
賃借料	491,289	186,858	304,431
保険料	104,850	104,850	0
支払負担金	487,400	478,000	9,400
委託費	1,450,125	1,720,782	△ 270,657
雑費	59,522	57,800	1,722
経常費用計	1,324,122,887	1,308,016,977	16,105,910
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 3,137,689	△ 12,152,386	9,014,697
特定資産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 3,137,689	△ 12,152,386	9,014,697
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	492,559	55,000	437,559
車両運搬具売却益	492,559	55,000	437,559
経常外収益計	492,559	55,000	437,559
(2) 経常外費用			
固定資産売却(除却)損	0	3	△ 3
車両運搬具除却損	0	2	△ 2
什器備品除却損	0	1	△ 1
建物除却損	0	0	0
経常外費用計	0	3	△ 3
当期経常外増減額	492,559	54,997	437,562
当期一般正味財産増減額	△ 2,645,130	△ 12,097,389	9,452,259
一般正味財産期首残高	330,689,447	342,786,836	△ 12,097,389
一般正味財産期末残高	328,044,317	330,689,447	△ 2,645,130
Ⅱ 正味財産期末残高	328,044,317	330,689,447	△ 2,645,130

令和6年度 正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	1,254,384,862	1,526,993	3,330,339	1,259,242,194
受取配分金	1,091,992,443	0	0	1,091,992,443
受取材料費等	37,967,384	0	0	37,967,384
受取事務費	124,425,035	1,526,993	3,330,339	129,282,367
労働者派遣事業等受託収益	5,995,000	0	0	5,995,000
労働者派遣事業受託収益	5,995,000	0	0	5,995,000
職業紹介事業受託収益	0	0	0	0
職業紹介事業受託収益	0	0	0	0
受取会費	2,379,400	0	2,379,400	4,758,800
正会員受取会費	2,379,400	0	2,379,400	4,758,800
受取補助金等	37,238,592	0	12,883,408	50,122,000
受取連合交付金	14,000,000	0	0	14,000,000
受取市補助金	23,238,592	0	12,883,408	36,122,000
雑収益	189,404	677,800	0	867,204
受取利息	835	0	0	835
雑収益	188,569	677,800	0	866,369
経常収益計	1,300,187,258	2,204,793	18,593,147	1,320,985,198
(2) 経常費用				
事業費	1,303,324,947	2,204,793		1,305,529,740
支払配分金	1,091,992,443	0		1,091,992,443
支払材料費等	23,857,779	0		23,857,779
給料手当	30,940,925	0		30,940,925
臨時雇賃金	38,004,777	0		38,004,777
法定福利費	12,237,017	0		12,237,017
退職給付費用	3,552,757	0		3,552,757
福利厚生費	300,172	0		300,172
会議費	47,111	6,013		53,124
旅費交通費	203,420	62,600		266,020
通信運搬費	7,179,712	0		7,179,712
減価償却費	1,724,337	0		1,724,337
什器備品費	311,740	0		311,740
消耗品費	6,255,172	607,191		6,862,363
修繕費	747,471	0		747,471
印刷製本費	3,940,630	19,660		3,960,290
光熱水料費	1,028,892	119		1,029,011
賃借料	17,210,078	302,380		17,512,458
保険料	12,228,284	19,720		12,248,004

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
諸謝金	16,005,271	0		16,005,271
租税公課	29,169,323	0		29,169,323
支払負担金	0	192,330		192,330
委託費	5,885,830	994,780		6,880,610
教材費	78,705	0		78,705
雑費	423,101			423,101
管理費			18,593,147	18,593,147
役員報酬			10,063,260	10,063,260
給料手当			1,595,703	1,595,703
法定福利費			1,709,666	1,709,666
退職給付費用			296,758	296,758
福利厚生費			12,000	12,000
会議費			703,907	703,907
旅費交通費			313,400	313,400
通信運搬費			670,759	670,759
消耗品費			14,822	14,822
印刷製本費			574,938	574,938
光熱水料費			44,748	44,748
賃借料			491,289	491,289
保険料			104,850	104,850
支払負担金			487,400	487,400
委託費			1,450,125	1,450,125
雑費			59,522	59,522
経常費用計	1,303,324,947	2,204,793	18,593,147	1,324,122,887
評価損益等調整前当期経常増減額	△3,137,689	0	0	△3,137,689
特定資産評価損益等	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0
当期経常増減額	△3,137,689	0	0	△3,137,689
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益	492,559	0	0	492,559
車両運搬具売却益	492,559	0	0	492,559
経常外収益計	492,559	0	0	492,559
(2) 経常外費用				
固定資産売却(除却)損	0	0	0	0
車両運搬具除却損	0	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0	0
建物除却損	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	492,559	0	0	492,559
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△2,645,130	0	0	△2,645,130
一般正味財産期首残高	330,689,447	0	0	330,689,447
一般正味財産期末残高	328,044,317	0	0	328,044,317
Ⅱ 正味財産期末残高	328,044,317	0	0	328,044,317

令和6年度 財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

- (1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
減価償却資産について、定額法により直接減価償却を実施している。
- (3) 引当金の計上方法
退職給付引当金は、期末退職給付の要支給額に相当する金額から中小企業共済センター退職共済給付額を控除した金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は税込方式によっている。

2 特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期残高	当期増加額	当期減少額	当期残高
特定資産				
退職給付引当資産	9,865,132	1,470,285	0	11,335,417
減価償却引当資産	28,151,646	1,724,337	1,106,072	28,769,911
財政運営資金積立資産	117,745,690	400	0	117,746,090
記念事業積立資産	9,000,000	0	0	9,000,000
事務所移転積立資産	6,000,034	0	6,000,000	34
合 計	170,762,502	3,195,022	7,106,072	166,851,452

3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
特定資産				
退職給付引当資産	11,335,417	(0)	(11,335,417)	(11,335,417)
減価償却引当資産	28,769,911	(0)	(28,769,911)	(0)
財政運営資金積立資産	117,746,090	(0)	(117,746,090)	(0)
記念事業積立資産	9,000,000	(0)	(9,000,000)	(0)
事務所移転積立資産	34	(0)	(34)	(0)
合 計	166,851,452	(0)	(166,851,452)	(11,335,417)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建 物	3,127,989	2,735,560	392,429
建物付属設備	3,362,106	0	3,362,106
車輛運搬具	5,617,235	5,447,027	170,208
什器備品	8,339,014	6,311,789	2,027,225
合 計	20,446,344	14,494,376	5,951,968

5 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金の 名称	交付者	前期末 残高	当期増加額	当期減少額	当期末 残高	貸借対照表上 の記載区分
補助金 運営補助金	兵庫県シルバー 人材センター協会	0	14,000,000	14,000,000	0	
運営補助金	姫路市	0	36,122,000	36,122,000	0	
合 計		0	50,122,000	50,122,000	0	

付属明細書

1 特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載していることと重複しているので省略しました。

2 引当金の明細

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	9,865,132	1,470,285	0	0	11,335,417

財 産 目 録

令和7年3月31日

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現 金	手元保管	両替用	231,720
	預 金	普通預金		
		三井住友銀行姫路市役所出張所	運転資金として	125,050,877
		三井住友銀行姫路市役所出張所(会費)	"	9,600
		兵庫西農業協同組合姫路中央支店	"	9,065,473
		但陽信用金庫香呂支店	"	23,557,442
		郵便振替口座 (会費)	"	38,400
	未収金	受託事業収入等	公益目的事業実施に伴う未収金	111,432,449
	前払金	賠償保険料・会場使用料等	保険料等	984,498
	仮払金			0
	立替金			0
流 動 資 産 合 計				270,370,459
(固定資産)				
特定資産				
	退職給付引当資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(普通)	職員の退職金	11,335,417
	減価償却引当資産	兵庫西農業協同組合姫路中央支店(定期)	固定資産取得資金	10,000,000
		姫路信用金庫野田支店(普通)	"	18,769,911
	財政運営資金積立資産	姫路信用金庫野田支店(定期)	公益目的事業の運営のために保有する定期預金及び普通預金	10,000,000
		姫路信用金庫野田支店(普通)		49,947,380
		三井住友信託銀行姫路支店(定期)		10,000,000
		三井住友信託銀行姫路支店(普通)		47,798,710
	記念事業積立資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(定期)	記念事業資金	9,000,000
	事務所移転積立資産	三井住友銀行姫路市役所出張所(普通)	事務所移転資金	34
その他の				
	建 物	ユニットハウス等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	392,429
	建物付属設備	事務所パーテーション、LAN配線、電気設備等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	3,362,106
固定資産				
	車両運搬具	自動車等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	170,208
	什器備品	芝刈機等	公益目的保有財産であり、各事業で使用	2,027,225
	電話加入権	8回線		544,110
	敷 金	賃貸事務所敷金	公益目的保有財産であり、各事業で使用	2,364,180
	保証金	賃貸駐車場保証金	公益目的保有財産であり、各事業で使用	21,200
	預託金	自動車リサイクル料	公益目的保有財産	18,500
固 定 資 産 合 計				175,751,410
資 産 合 計				446,121,869
(流動負債)				
	未払金	会員配分金、賃金未払分等	公益目的事業に伴う配分金等の未払金額	105,678,258
	預り金	職員	職員の社会保険料	982,277
	前受金	会員	会費	81,600
流 動 負 債 合 計				106,742,135
(固定負債)				
	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職に支払に備えたもの	11,335,417
固 定 負 債 合 計				11,335,417
負 債 合 計				118,077,552
正 味 財 産				328,044,317

監 査 報 告 書

令和7年 5月 8日

公益社団法人姫路市シルバー人材センター
理事長 高島 隆三郎 様

監 事 堤 修



監 事 増 田 泰 之



私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

第3号議案

役員の選任について

定款第21条第1項に基づき、次のとおり役員を選任することについて総会の承認を求めます。

役職名	氏 名	備 考
理 事	浅田 敦之	姫路商工会議所理事兼事務局長
理 事	阿部 映子	姫路市老人クラブ連合会副会長
理 事	和泉 俊員	会 員
理 事	伊藤 恵介	姫路経営者協会専務理事
理 事	大前 晋	姫路市観光経済局長
理 事	貞廣 始	元姫路市理事
理 事	佐藤 千草	会 員
理 事	高島 隆三郎	姫路商工会議所常議員
理 事	高寄 辰則	元姫路市参事
理 事	長田 秀人	姫路市連合自治会副会長
理 事	福永 安洋	元姫路市参事
理 事	舟引 隆文	元姫路市理事
理 事	宮脇 三幸	会 員
理 事	森下 貢	会 員
理 事	山口 福夫	元姫路市主幹
監 事	堤 修	元姫路市理事
監 事	山下 哲	税理士

第 4 号議案

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款の改正について

1 改正内容

定款上の「正味財産増減計算書」を「活動計算書」に改め、「公益目的取得財産残額」の条項を削除、「情報公開等」の項目を追記するもの。

2 改正理由

内閣府の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の改正に伴い改正するもの。

3 施行日

令和 7 年 6 月 6 日

4 改正案

次の表のとおり

新 旧 対 照 表

(公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款)

現 行	改正案
第 1 2 条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び<u>正味財産増減計算書</u>の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項	第 1 2 条 総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任及び解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び<u>活動計算書</u>の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
第 3 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>正味財産増減計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>正味財産増減計算書</u>の附属明細書 (6) 財産目録	第 3 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) <u>活動計算書</u> (5) 貸借対照表及び<u>活動計算書</u>の附属明細書 (6) 財産目録
<u>(公益目的取得財産残額の算定)</u> 第 3 8 条 理事長は、<u>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 68 号）第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。</u>	<u>(削除)</u>
(定款の変更) 第 3 9 条 (略)	(定款の変更) 第 3 8 条 (略)
(解散) 第 4 0 条 (略)	(解散) 第 3 9 条 (略)

(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 4 1 条 (略) (残余財産の帰属) 第 4 2 条 (略) (公告の方法) 第 4 3 条 (略) (事務局) 第 4 4 条 (略) <u>(新設)</u> 第 1 1 章 補則 (委任) (略)	(公益認定の取消し等に伴う贈与) 第 4 0 条 (略) (残余財産の帰属) 第 4 1 条 (略) (公告の方法) 第 4 2 条 (略) (事務局) 第 4 3 条 (略) 第 1 1 章 情報公開等 <u>(情報公開等)</u> 第 4 4 条 この法人は、公益目的事業の質の向上を図るため、運営体制の充実を図るとともに、財務に関する情報の開示その他の運営における透明性の向上を図るものとする。 第 1 2 章 補則 (委任) (略) 附 則 1 この定款は、令和 7 年 6 月 6 日から施行する。 2 改正後の第 1 2 条及び第 3 7 条第 1 項の規定にかかわらず、公益法人会計基準の運用指針（令和 6 年 1 2 月 2 0 日内閣府公益認定等委員会制定）に規定される経過措置期間（令和 1 0 年 4 月 1 日前に開始する事業年度まで）は、なお従前の例によることができるものとする。
--	---

第5号議案

公益社団法人姫路市シルバー人材センター役員報酬等及び費用弁償に関する規則の改正について

1 改正内容

役員報酬等の総額（最高限度額）を変更するもの

2 改正理由

インボイス制度の経過措置が変更になることについての対応策を検討する必要があるため、理事会の開催回数が増加すること等に伴う役員報酬等の増に対応する必要があるため

3 施行日

令和7年6月6日

4 改正案

次の表のとおり

新 旧 対 照 表

(公益社団法人姫路市シルバー人材センター役員報酬等及び費用弁償に関する規則)

現 行	改正案
(報酬等の総額) 第2条 報酬等の総額（最高限度額）は、理事は年額1,050万円以内、監事は年額24万円以内とする。	(報酬等の総額) 第2条 報酬等の総額（最高限度額）は、理事は年額1,200万円以内、監事は年額24万円以内とする。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年6月6日から施行する。</u>

第6号議案

理事長に対する権限委任について

本日の議決のうち、次に該当する字句修正の権限を理事長に委任することについて、総会の承認を求めます。

- 1 内容に変更をきたさない軽微な事項の修正並びに違算又は誤字の修正
- 2 法令に基づく処分又は行政庁の指示による修正

第1号報告

令和7（2025）年度事業計画

基本方針

我が国経済は、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり緩やかに回復が続くことが期待されている。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。政府においては、政策の基本として「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」の執行を目指し、また、日本銀行には、経済・物価・金融情勢に応じて適切な金融政策運営を行い、賃金と物価の好循環を確認しつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待するとされている。

一方で我が国の少子高齢化の進展による労働力不足は深刻な問題となっており、シルバー人材センターには高齢者の就業や社会参加の促進を担う役割がより一層求められている。当センターとしても関係団体との連携により地域での就業機会を確保し、基本理念である「自主・自立、共働・共助」のもと高齢者の能力を発揮できる魅力ある組織として強化を図り、デジタル化を充実させ、情報収集や情報提供に努め、地域社会に貢献することを目指す。また、より効果的な公益活動が行われるよう本年4月から公益法人制度が改正され、当センターもこれに沿ったより自律的で透明性の高い法人運営に努めていく。

このような状況のもと、今年度は次に掲げる事業を実施する。

実施計画

1 会員の確保及び育成 【公益目的事業】

- (1) 市内の商業施設でのPR活動、地域版情報誌への情報掲載、会員サービスの充実等により会員の拡大を図る。
年度目標として会員数2,200人を目指す。
- (2) インターネット情報ツールを活用し、情報発信の充実を図る。
- (3) 会員増強策として夫婦会員制度を継続実施し、魅力のある組織づくりを目指し会員確保に取り組む。
- (4) 従来の入会説明会に加え、効果的な説明機会を設け、入会希望者の利便性の向上を図る。
- (5) 入会者増加に向け、姫路市やハローワークなどの主催する行事、高齢者が集うセミナーなどで、シルバー人材センターの魅力を市民にPRしていく。
- (6) 各種講習会の内容を充実させ、会員の資質向上及び育成を図る。
- (7) 会員募集チラシを市内関係団体において設置するとともに、センターによる配布などにより会員の拡大に努める。
- (8) 未就業会員への就業サポートを充実させるとともに会員の能力や適性にマッチした就業先の開拓に努めることにより退会者の抑制につなげる。

- (9) 会員相互の交流の機会を充実させ会員の仲間意識、所属意識を醸成し会員を確保する。
- (10) 会員によるシルバー人材センター事業の周知活動を継続して奨励し、会員紹介制度を充実させ新入会員を増加させる。
- (11) 4 連絡所においては、地域密着型の活動を展開し新入会員の確保に努める。

2 就業に関する情報収集、情報提供及び調査研究 〔公益目的事業〕

- (1) 会報「姫路しるばあ」及び「会員だより」を通して、会員及び関係団体等に種々の情報を提供する。また、会員の就業機会の確保や事業の普及啓発活動を推進するため、ホームページを最大限に利用しPRの強化を図る。
- (2) 常時、会員の適性や希望並びに就業先からの要請、新規就業先等の把握に努めることにより、会員及び就業先にとって最適のタイミングで就業を確保していく。
- (3) 姫路市、(公社)兵庫県シルバー人材センター協会（以下「兵シ協」という。）、(公社)全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）等と連携し高年齢者の就業に関する情報を収集し、事業の充実に努める。

3 就業相談の実施 〔公益目的事業〕

- (1) 新入会登録手続き後、従来の就業相談に加えて、希望職種に沿った就業相談を「実施する。
- (2) 就業相談を毎月実施し、未就業者の解消に努め就業率の向上を図る。
- (3) 就業相談では、会員のニーズを把握し就業のミスマッチの防止に努める。
- (4) インターネット情報ツールを活用し、受注している未就業の仕事の情報を掲載することで就業促進を図る。

4 就業機会の確保及び提供 〔公益目的事業〕

- (1) 会員からの提案により会員自らが創意工夫する仕事を採用することで就業機会の拡大・確保を図る、提案型就業機会創出事業を実施する。
- (2) SDGs（持続可能な開発目標）の実現のため、センター及び会員ができることに積極的に取り組み、地域に根差した組織の発展を目指す。
- (3) 会員クラウドサービスを利用し、各種情報提供を行う。
- (4) 傾聴事業の周知を図るとともに、姫路市のふるさと納税返礼品として事業の拡大を目指す。
- (5) パソコン及びスマホの訪問指導事業の周知を図り、事業の拡大を目指す。
- (6) 空き家管理事業を市関係部署と連携し引き続きPRを行い、姫路市のふるさと納税返礼品として事業の拡大を目指す。
- (7) シルバー観光ガイド事業の運営改善を図り、事業の拡充を目指す。
- (8) 家事援助、子育て支援サービス事業について、就業に生かせる講習会を開催する。
- (9) サービス業等の人手不足分野、介護・育児などの現役世代を支える分野への派遣に

による就業の促進を図る。

- (10) 全シ協の「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間」に併せてリーフレットを全戸配布し、就業機会の増加に努める。
- (11) 事業所及び一般家庭に対してPR活動や役職員による就業開拓を積極的に行い就業機会の確保に努める。
- (12) 兵シ協が実施する一般労働者派遣事業（シルバー派遣事業）の実施事業所として、会員のシルバー派遣事業への就業を支援する。
- (13) 兵シ協が実施する有料職業紹介事業の実施事業所として、職業紹介事業に取り組む。

5 安全・適正就業対策の推進（「事故0」を目指す）〔公益目的事業〕

- (1) 会員だよりの発行に併せて、「安全だより」を発行し、健康管理をはじめ事故防止の啓発記事を掲載し、会員の健康・安全意識の向上に努め、きめ細かな安全対策への取り組みを実施する。また、自己の身体機能を把握するために定期健康診断受診などを呼びかけ安全就業を確保する。
- (2) 適正な受託と就業のため、受注時には危険・有害作業等の峻別、現場確認等を行うなど事故の未然防止、担当職員による自主点検表を用いて適正就業に努める。
- (3) 「会員の就業制限に係る基準」に基づき安全就業を徹底し、会員の安全就業意識の向上、就業中の傷害事故及び賠償事故の防止に努める。
- (4) 安全パトロールの実施内容を強化し、会員に対する安全・適正就業の徹底を図る。重篤事故発生業務については、重点的にパトロールを実施する。
- (5) 事故が発生した場合においては、適宜現場検証を実施し、原因を調査の上、再発防止に努める。
- (6) 草刈り、植木剪定会員に対し、ヘルメット・安全帯等安全用具の着用及び安全就業基準の遵守を徹底する。
- (7) 刈払機除草作業においては、飛散の少ないチップソーを推奨し、防護ネットの徹底、作業前チェックの励行により事故の防止を図る。
- (8) 講習会等の機会を活用し、安全就業についての意識を高めるとともに、事故会員には講習会参加を強く呼びかけ全員参加を図る。
- (9) 自動車・自転車の交通安全講習会を実施するなど、会員の安全に対する自覚を促し意識の向上を図ることにより、就業途上、帰宅途上の交通事故減少を図る。
- (10) 安全就業強化月間（7月）を設定し、健康・安全に対する意識を高める。
- (11) 作業現場でチェーンソーを使用する会員については、講習会への参加を呼びかけ、作業時の保護衣着用の徹底を図る。
- (12) 会員の就業時間・就業期間の適正化を図る。
- (13) 会員就業時の経費の適切な立替処理を徹底する。
- (14) 転倒防止対策として、健康講座を開催し安全就業につなげる。

6 運営体制の充実強化〔法人としての一般事業〕

- (1) 理事会、部会を随時開催し、事業運営の最適化、就業機会の開拓、会員の確保及び安全・適正就業等、事業計画の着実な推進に向け組織的に取り組む。
- (2) 事務局と地域班長との連携を強化し、会員と一体となった組織運営に努める。
- (3) 地域社会への貢献活動としてボランティア活動を充実させ、会員の共働、共助意識の醸成に努める。
- (4) 国・県・市が実施する補助事業に積極的に取り組み、公共政策実現の一翼を担うとともに財政及び組織基盤を充実させる。
- (5) 職員の資質の向上を図り、その能力を最大限に引き出すため研修に参加し、適正な役割分担のもとに組織体制の強化を図る。
- (6) 職員の意識改革、コミュニケーションの向上、情報の共有化を推進することにより事務局全体の能力向上を図る。
- (7) センターを取り巻く環境の変化に敏速に対応し、適正な事業運営を目指す。
- (8) デジタル社会に対応するため、事務局の体制を強化しデジタル化を推進していく。

7 魅力あるセンターづくりの推進 [共益事業]

- (1) 本年は、当センターの創立50周年を迎えるため、記念事業を実施し、センターの更なる発展を目指す。
- (2) センター事業の目的や仕組み、事業活動を広く市民にPRするとともに会員相互の交流・親睦を深めるため、「姫路シルバーまつり」を開催する。
- (3) 会員福利事業としてバス旅行を実施し、会員間の交流・親睦を図る。

第2号報告

令和7（2025）年度 収 支 予 算 書

（資金調達及び設備投資の見込みについて）

（単位：千円）

科 目	予算額	前年度当初予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受託事業収益	1,525,800	1,596,982	△ 71,182
受取配分金	1,340,000	1,408,555	△ 68,555
受取材料費等	25,000	20,000	5,000
受取事務費	160,800	168,427	△ 7,627
労働者派遣事業等受託収益	8,000	8,000	0
労働者派遣事業受託収益	8,000	8,000	0
職業紹介事業受託収益	1	1	0
職業紹介事業受託収益	1	1	0
受取会費	5,280	6,240	△ 960
正会員受取会費	5,280	6,240	△ 960
受取補助金等	52,558	50,122	2,436
受取連合交付金	14,000	14,000	0
受取市補助金	38,558	36,122	2,436
雑収益	140	140	0
受取利息	10	10	0
雑収益	130	130	0
経常収益計	1,591,779	1,661,485	△ 69,706
(2) 経常費用			
事業費	1,575,070	1,640,970	△ 65,900
支払配分金	1,340,000	1,408,555	△ 68,555
支払材料費等	25,000	20,000	5,000
給料手当	34,542	30,385	4,157
臨時雇賃金	43,937	39,976	3,961
法定福利費	14,123	12,599	1,524
退職給付費用	3,512	3,535	△ 23
福利厚生費	386	654	△ 268
会議費	131	186	△ 55
旅費交通費	412	456	△ 44
通信運搬費	9,543	9,808	△ 265
減価償却費	673	2,500	△ 1,827
什器備品費	121	2,240	△ 2,119
消耗品費	5,199	7,190	△ 1,991
修繕費	1,411	1,621	△ 210
印刷製本費	3,527	3,976	△ 449
光熱水料費	1,237	2,023	△ 786
賃借料	21,377	15,871	5,506

科 目	予算額	前年度当初予算額	増 減
保険料	11,478	13,795	△ 2,317
諸謝金	18,698	17,080	1,618
租税公課	32,724	33,970	△ 1,246
支払負担金	400	400	0
委託費	5,846	13,462	△ 7,616
教材費	396	291	105
雑費	397	397	0
管理費	21,709	20,515	1,194
役員報酬	10,321	10,159	162
給料手当	1,976	1,665	311
法定福利費	1,840	1,740	100
退職給付費用	372	354	18
福利厚生費	32	32	0
会議費	984	1,047	△ 63
旅費交通費	798	798	0
通信運搬費	1,159	786	373
消耗品費	50	50	0
印刷製本費	578	915	△ 337
光熱水料費	74	142	△ 68
賃借料	992	426	566
保険料	120	120	0
支払負担金	611	609	2
委託費	1,762	1,579	183
雑費	40	93	△ 53
経常費用計	1,596,779	1,661,485	△ 64,706
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
特定資産評価損益等	△ 5,000	0	△ 5,000
評価損益等計	△ 5,000	0	△ 5,000
当期経常増減額	△ 5,000	0	△ 5,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却（除却）損	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 5,000	0	△ 5,000
一般正味財産期首残高	217,444	217,444	0
一般正味財産期末残高	212,444	217,444	△ 5,000
Ⅱ 正味財産期末残高	212,444	217,444	△ 5,000

収支予算書に係る注記

1. 投資活動及び財務活動に関する見込

(単位：千円)

科目	予算額	前年度当初予算額	増 減
【投資活動収支の部】			
〈投資活動収入〉			
固定資産売却収入	1	1	0
車輛運搬具売却収入	1	1	0
敷金・保証金等戻り収入	1	1	0
預託金戻り収入	1	1	0
特定資産取崩収入	5,802	7,443	△ 1,641
退職給付引当資産取崩収入	1	1	0
減価償却引当資産取崩収入	800	1,440	△ 640
財政運営資金積立資産取崩収入	1	1	0
記念事業積立資産取崩収入	5,000	1	4,999
事務所移転積立資産取崩収入	0	6,000	△ 6,000
投資活動収入計	5,804	7,445	△ 1,641
〈投資活動支出〉			
固定資産取得支出	1	1	0
車輛運搬具購入支出	1	1	0
敷金・保証金等支出	1	1	0
預託金支出	1	1	0
特定資産取得支出	2,703	3,902	△ 1,199
退職給付引当資産取得支出	1,200	1,400	△ 200
減価償却引当資産取得支出	1,500	2,500	△ 1,000
財政運営資金積立資産取得支出	1	1	0
記念事業積立資産取得支出	1	0	1
事務所移転積立資産取得支出	1	1	0
投資活動支出計	2,705	3,904	△ 1,199
【財務活動収支の部】			
〈財務活動収入〉			
財務活動収入計	0	0	0
〈財務活動支出〉			
財務活動支出計	0	0	0

1. 配分金収入の増加に連動する支出に限り予算を超えて執行することができる。

令和7(2025)年度 収支予算書内訳表

(単位：千円)

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受託事業収益	1,518,652		7,148	1,525,800
受取配分金	1,340,000			1,340,000
受取材料費等	25,000			25,000
受取事務費	153,652		7,148	160,800
労働者派遣事業等受託収益	8,000			8,000
労働者派遣事業受託収益	8,000			8,000
職業紹介事業受託収益	1			1
職業紹介事業受託収益	1			1
受取会費	2,640		2,640	5,280
正会員受取会費	2,640		2,640	5,280
受取補助金等	40,637		11,921	52,558
受取連合交付金	14,000			14,000
受取市補助金	26,637		11,921	38,558
雑収益	140			140
受取利息	10			10
雑収益	130			130
経常収益計	1,570,070	0	21,709	1,591,779
(2) 経常費用				
事業費	1,570,070	5,000		1,575,070
支払配分金	1,340,000			1,340,000
支払材料費等	25,000			25,000
給料手当	34,542			34,542
臨時雇賃金	43,937			43,937
法定福利費	14,123			14,123
退職給付費用	3,512			3,512
福利厚生費	386			386
会議費	59	72		131
旅費交通費	340	72		412
通信運搬費	9,063	480		9,543
減価償却費	673			673
什器備品費	121			121
消耗品費	4,599	600		5,199
修繕費	1,411			1,411
印刷製本費	2,687	840		3,527
光熱水料費	1,237			1,237
賃借料	21,032	345		21,377
保険料	11,368	110		11,478
諸謝金	18,198	500		18,698

科 目	公益目的 事業会計	共益事業会計	法人会計	合計
租税公課	32,724			32,724
支払負担金		400		400
委託費	4,265	1,581		5,846
教材費	396			396
雑費	397			397
管理費			21,709	21,709
役員報酬			10,321	10,321
給料手当			1,976	1,976
法定福利費			1,840	1,840
退職給付費用			372	372
福利厚生費			32	32
会議費			984	984
旅費交通費			798	798
通信運搬費			1,159	1,159
消耗品費			50	50
印刷製本費			578	578
光熱水料費			74	74
賃借料			992	992
保険料			120	120
支払負担金			611	611
委託費			1,762	1,762
雑費			40	40
経常費用計	1,570,070	5,000	21,709	1,596,779
評価損益等調整前当期経常増減額		△ 5,000		△ 5,000
特定資産評価損益等		△ 5,000		△ 5,000
評価損益等計		△ 5,000		△ 5,000
当期経常増減額		△ 5,000		△ 5,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
車両運搬具売却益				
経常外収益計				
(2) 経常外費用				
固定資産売却（除却）損				
車両運搬具除却損				
経常外費用計				
当期経常外増減額				
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額		△ 5,000		△ 5,000
一般正味財産期首残高	217,444			217,444
一般正味財産期末残高	212,444			212,444
Ⅱ 正味財産期末残高	212,444			212,444

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1) 資金調達の見込みについて

借入の予定なし

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の内容	支出予定額	資金調達方法
なし	0	

永年会員表彰者名簿

(敬称略)

No.	地域班	会員氏名	No.	地域班	会員氏名
1	大津茂	明石 賢三	37	野 里	十亀 キミエ
2	香 呂	生田 照子	38	荒 川	大門 伊津子
3	大 津	磯部 利弘	39	白 浜	辰巳 修子
4	曾 左	伊田 幸照	40	山 田	谷口 和子
5	青 山	伊藤 新平	41	高 浜	段林 富美子
6	御国野	井上 フジ子	42	東	都藤 佐智子
7	津 田	今田 滝郎	43	飾磨東	手塚 文子
8	広 峰	井村 幸子	44	高 岡	永井 正良
9	宮	梅崎 清之	45	城 西	中川 博之
10	英賀保	大友 民乃	46	安室東	永富 治
11	御国野	大橋 三美	47	飾磨東	長縄 保明
12	高岡西	岡田 和博	48	的 形	中水 久智
13	津 田	小椋 芳之	49	安富南	中村 道和
14	曾 左	金子 ひさ子	50	峰 相	永吉 幸男
15	広 畑	川上 秀世	51	城 陽	西川 はつみ
16	城 東	川本 幸男	52	峰 相	錦織 恒夫
17	城 陽	岸本 節子	53	安室東	西田 小夜子
18	前之庄	北 正子	54	妻 鹿	西野 正義
19	南大津	北風 洋一	55	御国野	沼田 里枝
20	安 室	北島 正輝	56	水 上	橋本 和子
21	旭 陽	北村 清子	57	中 寺	久斗 康博
22	安 室	木下 聖子	58	手 柄	平井 みわ子
23	広 峰	木村 まゆみ	59	豊 富	福永 富美子
24	前之庄	木家 宏之	60	英賀保	本井傳 やす江
25	旭 陽	黒岩 悟	61	広 峰	益田 耕司
26	船 場	黒木 和子	62	荒 川	三木 とし子
27	大津茂	黒田 康夫	63	余 部	溝渕 勝見
28	香呂南	上月 勝幸	64	御国野	宮浦 雅子
29	香 呂	駒田 正春	65	勝 原	森田 洋一
30	菅 生	坂田 美地子	66	船 津	八島 一馬
31	中 寺	坂野 好伸	67	香 呂	安間 桂子
32	荒 川	坂本 美子	68	真 浦	山本 茂
33	安富南	志水 貴一郎	69	船 場	吉川 和代
34	前之庄	白井 里志	70	菅 生	吉田 正典
35	置 塩	菅森 徳文	71	筋 野	吉本 美代子
36	香呂南	鈴木 忠勝	72	青 山	米倉 勝喜

役員功労表彰について

姫路市シルバー人材センター表彰規程第2条第1項第3号に基づき、センターの理事を3期以上勤めて、このたび退任することになった次の者に記念品を添えて感謝状を贈呈するもの

該当者氏名 難波 功

平成30年5月30日～令和7年6月6日(理事)

公益社団法人姫路市シルバー人材センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人姫路市シルバー人材センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、定年退職者等の高年齢退職者（以下「高年齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供する等、その就業を援助して、生きがいの充実、社会参加の促進を図ることにより、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
 - (2) 高年齢者の就業に関する調査及び研究
 - (3) 高年齢者に対する就業相談の実施
 - (4) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）の機会の確保及び提供
 - (5) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものに限る。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高年齢者への職業紹介事業又は一般労働者派遣事業の実施
 - (6) 高年齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の開催
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、兵庫県姫路市およびその周辺において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する姫路市に居住する者で、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力の活用を希望するおおむね60歳以上のもの

- (2) 特別会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で、この法人の事業運営に必要と認めて、理事長（第 20 条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が推薦し、総会（第 11 条に規定する総会をいう。以下同じ。）の承認を得たもの
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力する個人又は団体で理事会の承認を得たもの
- 2 前項の会員のうち正会員及び特別会員（以下「正会員等」という。）をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
（会員の資格の取得）
- 第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
（経費の負担）
- 第 7 条 この法人の事業活動に経営的に生ずる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
（任意退会）
- 第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
（除名）
- 第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。（会員資格の喪失）
- 第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第 7 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。
 - (2) すべての正会員及び特別会員（以下「総正会員等」という。）が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 総会

（構成）

- 第 11 条 総会は、総正会員等をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

（権限）

- 第 12 条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員等の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員等は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、正会員等の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員等1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員等の半数以上であって、総正会員等の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない正会員等は、他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合において、前条の規定の適用については、その正会員等は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち議長が指名する2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 総会において定める報酬等の総額の範囲内で、理事に対しては、理事会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、監事に対しては、監事の協議によって定める報酬等の支給基準に従って算定した額をそれぞれ報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般法人法第111条第1項の役員の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任

限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(責任限定契約)

第28条 この法人は、外部理事(一般法人法第113条第1項第2号ロに規定する外部理事をいう。以下同じ。)又は外部監事(一般法人法第115条第1項に規定する外部監事をいう。以下同じ。)のこの法人に対する損害賠償責任について、当該外部理事又は外部監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以内で、あらかじめこの法人が定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部理事又は外部監事と締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見

込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員等の名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する

額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

（事務局）

第44条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第11章 補則

（委任）

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号、以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長は糴川恵司、副理事長は冨田均及び堤修、常務理事は田中博とする。

3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

1 この定款は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

シルバー人材センターの基本理念

「 自 主 ・ 自 立 」

「 共 働 ・ 共 助 」

シルバー人材センターは、「自主・自立」「共働・共助」という言葉をモットーに、次のような理念のもとに事業運営されています。

第一に、地域の高年齢者がその生活をしている地域を基盤として、自主的に連帯し、ともに働き、ともに助け合っていくことを目指しています。

第二には、働く意欲と能力をもった高年齢者であれば、誰でも参加の道を開き、自主的な組織参加と労働能力の発揮により、豊かで積極的な老後生活の構築と社会参加による生きがいの充実を図ろうとするものです。

第三には、高年齢者の就業を促進することにより、高年齢者自身の活動的な生活能力を引き出すとともに、その家族や地域社会に活力を生み出し、ひいては、地域社会の活性化につなげていきます。